緑区在宅サービスセンター利用団体 各位

(福) 名古屋市緑区社会福祉協議会 事務局長 鈴木 伸

国・愛知県の緊急事態宣言解除に伴う緑区在宅サービスセンター利用再開の ご案内について

日頃は本会事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

また新型コロナウイルス感染拡大に伴い会議室の利用や行事の中止などご迷惑をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。

緑区在宅サービスセンターの会議室等につきましては貸出を一時中止しておりましたが、国ないし名古屋市の動向等をふまえまして、令和2年6月1日(月)から再開することとしましたので、ご案内いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間、定員は従来の1/2程度、呈茶や食事の提供は禁止など、利用を一部制限した利用をお願いしたく存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

詳しくは、別紙「緑区在宅サービスセンター利用にあたって」にてご確認ください。

皆さまには何かとご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、新型コロナウイルスに対する国をあげての取り組みが求められている状況下であり、少しでも早い終息を目指して頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

事務局:緑区社会福祉協議会

(052)891-7638

## ◆新型コロナウイルス感染拡大防止 緑区在宅サービスセンター使用にあたって◆

令和2年6月1日~

新型コロナウイルス感染拡大終息までの間、緑区在宅サービスセンターの使用にあたり、下記の基準に従ってご利用くださいますようお願いいたします。

- ※この基準は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等通知及び、名古屋市所管課及び名古屋市社会福祉協議会からの通知等に基づいています。
- ※国・市の動向ならびに新型コロナウイルスの感染状況などにより、対応についても変更する場合がありますのでご了承ください。
- 1 部屋使用(貸出)再開日 令和2年6月1日(月)から
- 2 対象部屋及び臨時定員(通常定員のおよそ1/2)

## く貸出部屋等>

- ① ボランティアルーム・・・・・・10人程度
- ② 研修室1・・・・・・・・・20人程度
- ③ 研修室2・・・・・・・・・・1 O人程度 (研修室1・2を通しで使用する場合、35人程度)
- ④ 点訳室・・・・・・・・・・4人程度
- ⑤ 音訳室・・・・・・・・・・ 3 人程度

## 3 使用(貸出)方法等

- ① 利用前に自宅等で検温し、37.5 度以上の発熱症状や、咳や倦怠感等があり体調不良が見受けられる場合は、利用(来所)を中止してください。
- ② 利用前に必ず事務局カウンターに寄って、<u>別紙「利用チェック表」</u>を受け取り、予定利用人数を口頭で報告してください。上記2に記載する (臨時)定員を超える利用人数が見込まれる場合は、原則利用をお断りいたします。
- ③ 各部屋の換気扇ボタンは切らないでください。
- ④ 部屋入口のドアは原則開放してください。また、空調(冷暖房)機を使用していたとしても、30分に1回5分程度の換気(窓開放)に努めてください。
- ⑤ 利用者はマスクの着用をお願いします。また咳エチケットや手洗い・ うがいを徹底してください。あわせて入室時に入口付近に設置してあり ます消毒液で必ず手指消毒を実施してください。
  - ※マスクをお忘れになった際は事務局までご相談ください。
- ⑥ マスク着用による熱中症等に注意し、利用者へのこまめな水分補給等に 配慮してください。
- ⑦ 利用者同士の距離を最低でも1m、できれば2m空けるなど、密集・密接を避けるよう工夫してください
- ⑧ 近距離での会話や、大声での発声、食事や呈茶の提供、呼気が激しくなるような運動は原則、避けてください

(例:歌や体操のプログラムは従来通りの実施方法では不可となります)

(裏面に続きます)

- ⑨ 会議やプログラムの実施時間については、出来る限り長時間使用を避けてください(可能であれば、1時間以内の実施を心掛けてください)。
- ⑩ 研修室では Wi-Fi の利用が可能ですので、会議などについて来所する方とリモートでの参加をされる方を分けるなど調整をお願いします。 (Wi-Fi の利用にはパスワードが必要となりますので、会議室受付時に窓口にてご一報ください)
- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、<u>別紙「会議等参加者名簿」</u>に、利用者全員の氏名・連絡先を記入し、主催団体で保管してください。 事務局からの要望等必要に応じて、速やかに提出できるよう、しばらくの間保管してください。
- ② 部屋使用後は、机や電気のスイッチ、ドアの取っ手等不特定多数の人が 触るものや、参加者が共同で使用したものなどには消毒を必ず行ってく ださい。(消毒用の道具は、利用受付時にお渡しします) 消毒終了後、「利用チェック表」にチェックを付けた上で、事務局まで 返却してください。
- ③ 会議室等の利用者の中で、発熱・咳・倦怠感等新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が出た方がいた場合、すみやかに緑区社会福祉協議会までその旨ご連絡ください。
- ④ 利用団体等責任者は、必要に応じて保健センター等に連絡し指示を受けてください。また、保健センターが実施する感染追跡調査へのご協力をお願いします。

## 4 その他

本基準を遵守しない等、非協力的な応対があった場合には、当該団体の 緑区在宅サービスセンターの使用について、(一部)制限することもあり ます。